

規則第64号

独立行政法人国立印刷局職員倫理規則を次のように定める。

平成15年4月1日

理事長 富 沢 宏

独立行政法人国立印刷局職員倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「法」という。）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「政令」という。）の適用に当たって必要な事項を定め、もって独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の職員（以下「職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資することを目的とする。

(本省課長補佐級以上の職員)

第2条 法第2条第2項第5号の規定に基づく「本省課長補佐級以上の職員」に相当する職員（第5条において「補佐級職員」という。）は、独立行政法人国立印刷局職員給与規則（平成15年規則第11号）の適用を受ける職員であって、次の各号に掲げる職群及び等級の者とする。

- 一 指定職群3等級以上の職員（専門官、係長、警備専門官及び困難な業務を処理する官職にある者を除く。）
- 二 工芸職群1等級以上の職員（工芸官の職務にある者を除く。）
- 三 研究職群1等級以上の職員
- 四 医療職群2等級以上の職員（医師の職務にある者を除く。）

(倫理監督官)

第3条 印刷局における法第39条の規定に基づく倫理監督官（以下「倫理監督官」という。）は、理事長とする。

(倫理管理官等)

第4条 倫理監督官は、印刷局の職員の職務に係る倫理の保持を確実に図るため、政令第15条第2項の規定に基づき、本局総務部長（以下「総務部長」という。）を倫理管理官として置く。

2 倫理監督官は、次の各号に掲げる職務を、前項に規定する倫理管理官に行わせるものとする。

- 一 法第6条に規定する報告書の提出状況の把握及び審査並びにその結果に対する指導及び助言
- 二 法第9条に規定する報告書の保存及び閲覧請求に対する対応

三 政令第4条第2項及び第10条に規定する職員からの相談に対する必要な指導及び助言

四 政令第8条に規定する届出の受理

五 政令第9条に規定する承認

六 前各号に掲げる事項の倫理監督官への協議又は報告

3 倫理管理官の職務を円滑に遂行するため、本局、研究所及び工場にそれぞれ倫理管理官補佐を置く。

4 倫理管理官補佐は、総務部長が別に定めるものとする。

(倫理管理官への報告及び相談)

第5条 補佐級職員は、法第6条に規定する贈与等報告書を倫理管理官に提出しなければならない。

2 職員は、政令第4条第2項及び第10条に規定する相談その他職員の職務に係る倫理の保持に関する相談を、倫理管理官に対して行う。

(倫理監督官が定める管理職員)

第6条 政令第7条第3項に規定する「倫理監督官が定めるもの」は、国立印刷局手当支給等規則(平成17年規則第9号)別表3(管理職手当の支給対象となる指定官職及び区分表)に掲げる役職にある職員とする。

(倫理管理官への届出及び承認)

第7条 職員は、政令第8条に規定する届出をする必要がある場合は、総務部長が別に定めるところにより、あらかじめ倫理管理官に届け出なければならない。

2 職員は、政令第9条第1項に規定する承認を得る必要がある場合には、あらかじめ倫理管理官に申請し、その承認を得なければならない。

3 職員は、やむを得ない事情により、前2項に規定する届出又は申請をすることができない場合は、事後において速やかに倫理管理官に届出又は報告をしなければならない。

(講演等における報酬の基準)

第8条 政令第9条第2項の規定に基づき、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合の職員に参考となるべき報酬の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 利害関係者からの依頼に応じて職務に関して職員が行う講演、討論、講習、研修又は放送番組への出演に対する報酬の上限は、1時間当たり2万円程度を目安とする。

二 利害関係者からの依頼に応じて職務に関して職員が行う著述に対する報酬の上限は、400字当たり4千円を目安とする。

三 講演等の内容が高度の専門性を有する場合その他前2号の規定により難しい場合には、倫理監督官又は倫理管理官に相談し、その指示に従う。

四 利害関係者以外の事業者等からの依頼に応じて職務に関して報酬を受けて講演等を行う場合及び利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて職務に関しない講演等を行う場合には、前3号の規定に準ずる。

2 前項各号の規定にかかわらず、職員は、職務として講演等を行う場合は、報酬を受領してはならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第9条 政令第13条第3項の規定に基づき、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、総務部長が別に定めるものとする。

(報告等の手続)

第10条 職員の職務に係る倫理の保持にかかる報告、相談、届出、承認等の手続その他倫理の保持に関する必要な事項については、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○ 改正	(17. 3. 23	規則第16号)	施行17. 4. 1
	(18. 3. 31	規則第15号)	施行18. 4. 1
	(20. 3. 24	規則第8号)	施行20. 4. 1
	(22. 3. 31	規則第11号)	施行22. 4. 1
	(25. 3. 19	規則第3号)	施行25. 4. 1
	(27. 3. 31	規則第5号)	施行27. 4. 1
	(28. 3. 17	規則第3号)	施行28. 4. 1
	(31. 3. 20	規則第3号)	施行31. 4. 1
	(4. 3. 18	規則第6号)	施行4. 4. 1